

姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例
墓地又は納骨堂の許可等の手引（事業者向け）

令和6年4月1日

姫路市保健所衛生課

〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地

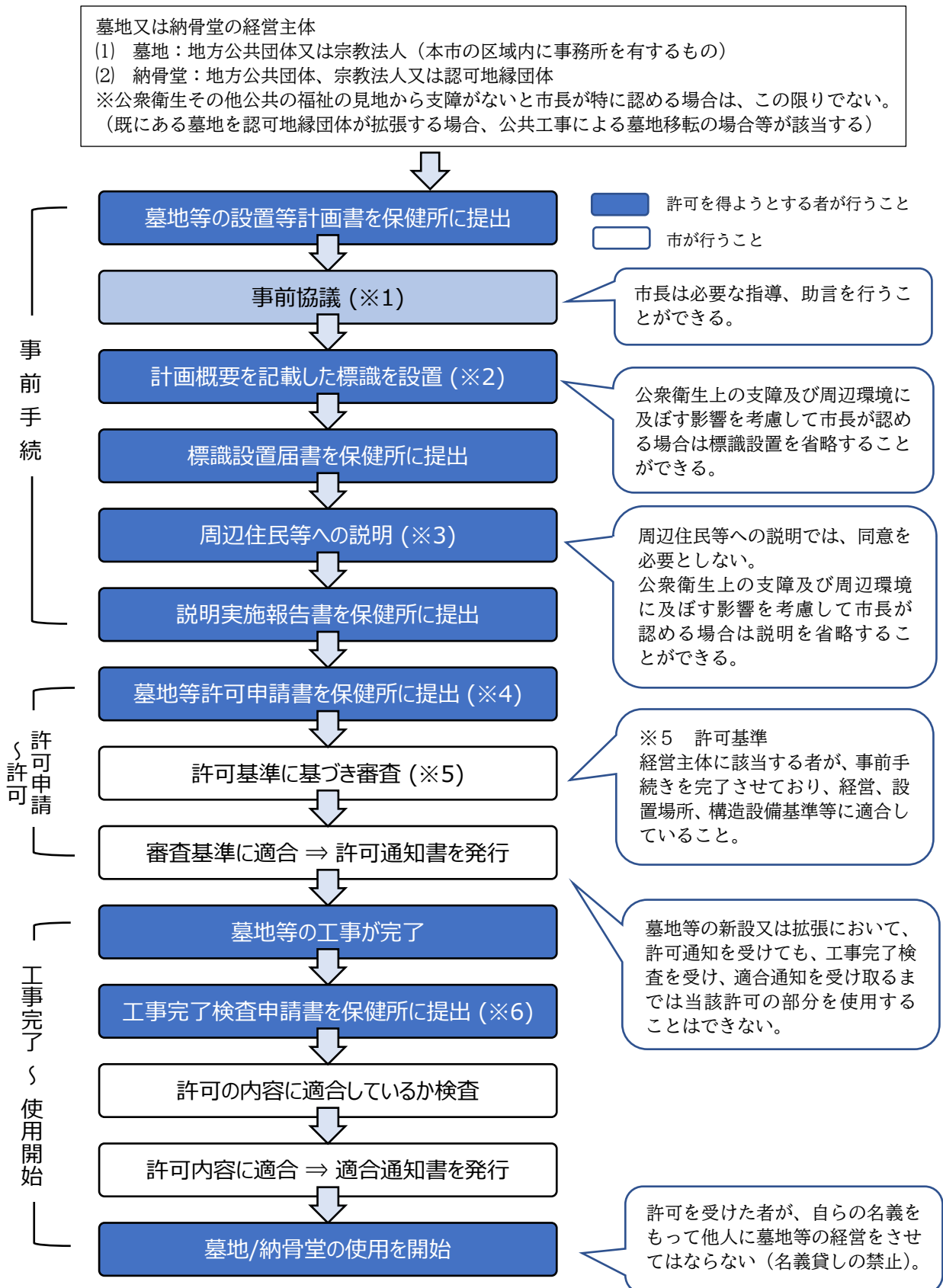
環境衛生担当 TEL 079-289-1633

本手引において使用する用語は、次のとおりとする。

1. 「法」とは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)をいう。
2. 「省令」とは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年省令第24号)をいう。
3. 「条例」とは、姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例(令和6年姫路市条例第6号)をいう。
4. 「規則」とは、姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(令和6年姫路市規則第10号)をいう。
5. その他の用語については、法及び条例において使用する用語の例による。

1 許可の手続の流れ（注釈※1～6の詳細は次項以降を参照）

墓地又は納骨堂を設置、拡張、縮小又は廃止しようとするときは、以下のフローにより許可を得て、その後の手続を行わなければならない。



市長は必要な指導、助言を行うことができる。

公衆衛生上の支障及び周辺環境に及ぼす影響を考慮して市長が認める場合は標識設置を省略することができる。

周辺住民等への説明では、同意を必要としない。
公衆衛生上の支障及び周辺環境に及ぼす影響を考慮して市長が認める場合は説明を省略することができる。

※5 許可基準
経営主体に該当する者が、事前手続きを完了させており、経営、設置場所、構造設備基準等に適合していること。

墓地等の新設又は拡張において、許可通知を受けても、工事完了検査を受け、適合通知を受け取るまでは当該許可の部分を使用することはできない。

許可を受けた者が、自らの名義をもって他人に墓地等の経営をさせてはならない（名義貸しの禁止）。

2 フロー図の注釈について

1ページのフロー図における注釈(※1～※6)の詳細は次のとおりとする。

※1 事前協議（条例第4条及び規則第2条）

事前協議 (提出書類)	墓地等の設置等計画書（参考様式あり）
	添付書類（市長が添付の必要がないと認めるものは省略可） (1) 宗教法人にあつては規約、認可地縁団体にあつては規則の写し (2) 宗教法人にあつては、その登記事項証明書 (3) 墓地又は納骨堂の敷地の登記事項証明書、字限図及び求積図 (4) 設置等計画に係る資金計画書及び収支計画書 (5) 墓地又は納骨堂の使用に係る規約、契約書その他の書類 (6) 墓地又は納骨堂の区域を明らかにする図面 (7) 墓地又は納骨堂の周囲110メートル以内の付近見取図 (8) 墓地又は納骨堂の構造設備を明らかにした書類又は図面 (9) 墓地にあつては墓所の配置、納骨堂にあつては焼骨を収蔵する区画の配置 (10) 墓地又は納骨堂の使用予定者 (11) 縮小又は廃止の場合は、改葬が完了したことがわかる書類 (12) その他市長が必要と認める図書

※2 計画概要を記載した標識の設置と届出（条例第5条及び規則第3条）

標識の設置場所	墓地又は納骨堂を計画する敷地の外部から見やすい場所
標識の大きさ	縦59センチメートル以上、横84センチメートル以上
標識の設置期間	許可を申請する日まで
標識の記載事項	(1) 申請予定者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び連絡先 (2) 墓地又は納骨堂の名称及び所在地 (3) 墓地又は納骨堂の種別 (4) 墓地にあつては、埋葬の有無 (5) 墓地又は納骨堂の敷地の所在地番、地目、地積及び所有者 (6) 墓地又は納骨堂の使用対象者 (7) 墓地又は納骨堂の管理体制（墓地等の管理を第三者に委託する場合は、委託する業務の内容及び受託者の名称又は氏名） (8) 墓所又は焼骨を収蔵する区画の数、墓地又は納骨堂の構造設備の概要 (9) 工事の期間及び施工者 (10) 標識の設置日 (11) 周辺住民等への説明の実施方法 (12) その他市長が必要と認める事項
標識設置の届出 (提出書類)	標識設置届書（参考様式あり）
	添付書類：設置状況を示す写真

※3 周辺住民等への説明（条例第6条及び規則第4条）

周辺住民等	<p>周辺住民等とは、次の者とする。</p> <p>(1) 墓地又は納骨堂の敷地から 110メートル以内の区域に存する土地又は建物を所有し、又は占有する者</p> <p>(2) 同区域の全部又は一部をその対象区域とする自治会の代表者及び役員（市長が必要でないと認める場合は省略可）</p>
説明の方法	<p>標識を設置した日から 14日を経過した後に、次のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) 説明会（説明会開催日の7日前までに、当該説明会の日時、開催場所等を記載した書類を配布し、周知しておくこと）</p> <p>(2) 戸別訪問による説明</p>
説明実施報告 （提出書類）	<p>説明実施報告書（参考様式あり）</p> <p>添付書類：周辺住民等への説明に使用した図書</p>

※4 許可申請（規則第5条）

許可申請 （提出書類）	<p>墓地等許可申請書（参考様式あり）</p> <p>添付書類：墓地等設置等計画書に添付した書類（事前協議で提出した内容に変更がない図書は、省略可）</p>
----------------	--

※5 許可基準（条例第3条、第7条、第9条、第10条、第11条及び第12条）

市長は、以下に定める基準に適合するものでなければ、許可をしてはならない。

経営主体	<p>(1) 墓地：地方公共団体又は宗教法人(本市の区域内に事務所を有するもの)</p> <p>(2) 納骨堂：地方公共団体、宗教法人又は認可地縁団体</p> <p>※ 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が特に認める場合は、(1)、(2)以外の者でも経営主体となることができる。</p>		
事前手続	事前手続（事前協議→標識設置→設置届→周辺住民等への説明→説明実施報告）が完了していること。		
経営の基準	<p>(1) 安定的かつ永続的に経営するに足る経理的基礎を有すること。</p> <p>(2) 適正に管理するため必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 費用、管理方法その他の使用に関する契約の内容が明確であること。</p>		
設置場所の基準 【緩和規定あり】	<p>土地及び建物は、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと。</p> <p>宗教法人が経営しようとする場合にあつては、当該宗教法人の事務所が存する市立中学校の校区内であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【墓地】</p> <p>学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から 110メートル以上離れた</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【納骨堂】</p> <p>認可地縁団体が経営しようとする納骨堂にあつては、当該認</p> </td> </tr> </table>	<p>【墓地】</p> <p>学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から 110メートル以上離れた</p>	<p>【納骨堂】</p> <p>認可地縁団体が経営しようとする納骨堂にあつては、当該認</p>
<p>【墓地】</p> <p>学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から 110メートル以上離れた</p>	<p>【納骨堂】</p> <p>認可地縁団体が経営しようとする納骨堂にあつては、当該認</p>		

	場所であり、かつ、国道、県道その他主要な道路及び鉄道に近接した場所でないこと。	可地縁団体が経営する墓地の敷地内又は敷地に隣接する場所であること。
構造設備の基準 【緩和規定あり】	【墓地】 (1) 墓地の周囲に垣、塀等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。 (2) 墳墓を設ける場所(次号において「墓所」という。)の数が、墓地の需要に応じた適正な数であること。 (3) 個々の墓所に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。 (4) 墓地の区域内に緑地等が設けられていること。 (5) 管理事務所が設けられていること。 (6) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。 (7) 飲料水を汚染するおそれがある場合にあつては、汚染防止のため必要な措置が講じられていること。	【納骨堂】 (1) 堅固な建物であること。 (2) 十分な換気が行われる設備が設けられていること。 (3) 出入口及び焼骨を収蔵する設備に施錠装置が設けられていること。 (4) 焼骨を収蔵する区画の数が、納骨堂の需要に応じた適正な数であること。
縮小又は廃止の基準	墓地又は納骨堂にあつては、縮小又は廃止に係る部分の改葬が完了し、墳墓又は焼骨を収蔵する設備を撤去するものであること。 (廃止の場合であつて、新たに許可を受ける者がある場合を除く。)	

【緩和規定】 設置場所及び構造設備の基準は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、墓地等の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

【許可条件】 市長は、許可に際し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な範囲内で条件を付することができる(条例第8条)。

※6 工事完了検査申請(条例第15条及び規則第6条)

工事完了検査申請 (提出書類)	墓地等工事完了検査申請書(参考様式あり)
	添付書類(市長が添付の必要がないと認めるものは省略可) (1) 墓地又は納骨堂の写真及び構造設備の詳細を確認することができる図面 (2) 納骨堂となる建物の登記事項証明書 (3) その他市長が必要と認める図書

3 その他の条例の規定と罰則について

条例の規定	罰則規定												
<p>工事完了検査（条例第15条） 検査を申請する参考様式あり 許可を受けた者は、工事完了後に市長の検査を受け、適合の通知を受けた後でなければ、新設又は拡張に係る部分を使用してはならない。</p>	<p>過料 (2万円以下)</p>												
<p>みなし墓地の届出（条例第16条第2項） 届出の参考様式あり 法第11条の規定による墓地又は火葬場を経営しようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>過料 (1万円以下)</p>												
<p>変更届（条例第17条） 届出の参考様式あり 許可を受けた者及び条例第16条第2項の届出を行った者（以下「墓地等の経営者」という。）は、次に掲げる事項を変更したときは、市長に届け出なければならない。 条例施行前に許可を受けた者は(4)、(5)を除く。</p> <table border="1" data-bbox="300 763 1142 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 763 624 808">変更届が必要な事項</th> <th data-bbox="624 763 1142 808">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 808 624 853">(1)墓地等の名称</td> <td data-bbox="624 808 1142 853"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 853 624 931">(2)墓地等の経営者の名称、所在地又は代表者の氏名</td> <td data-bbox="624 853 1142 931">宗教法人の場合、登記事項証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 931 624 976">(3)管理者の氏名又は住所</td> <td data-bbox="624 931 1142 976"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 976 624 1290">(4)墓地等の構造設備(構造設備基準に係るもの)</td> <td data-bbox="624 976 1142 1290"> <ul style="list-style-type: none"> □ 構造設備基準を確認することができる図面及び写真 □ 墓所の数又は焼骨を収蔵する区画の数にあっては、次に掲げる図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬、焼骨又は収蔵に係る区画の配置の状況が分かる図書 ・ 変更する根拠を示す書類 ・ その他市長が必要と認める図書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1290 624 1413">(5)管理を委託する場合、その業務の内容及び受託者の名称又は氏名</td> <td data-bbox="624 1290 1142 1413"></td> </tr> </tbody> </table>	変更届が必要な事項	添付書類	(1)墓地等の名称		(2)墓地等の経営者の名称、所在地又は代表者の氏名	宗教法人の場合、登記事項証明書	(3)管理者の氏名又は住所		(4)墓地等の構造設備(構造設備基準に係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> □ 構造設備基準を確認することができる図面及び写真 □ 墓所の数又は焼骨を収蔵する区画の数にあっては、次に掲げる図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬、焼骨又は収蔵に係る区画の配置の状況が分かる図書 ・ 変更する根拠を示す書類 ・ その他市長が必要と認める図書 	(5)管理を委託する場合、その業務の内容及び受託者の名称又は氏名		<p>過料 (1万円以下)</p>
変更届が必要な事項	添付書類												
(1)墓地等の名称													
(2)墓地等の経営者の名称、所在地又は代表者の氏名	宗教法人の場合、登記事項証明書												
(3)管理者の氏名又は住所													
(4)墓地等の構造設備(構造設備基準に係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> □ 構造設備基準を確認することができる図面及び写真 □ 墓所の数又は焼骨を収蔵する区画の数にあっては、次に掲げる図書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬、焼骨又は収蔵に係る区画の配置の状況が分かる図書 ・ 変更する根拠を示す書類 ・ その他市長が必要と認める図書 												
(5)管理を委託する場合、その業務の内容及び受託者の名称又は氏名													
<p>名義貸しの禁止（条例第18条） 墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等を経営させてはならない。</p>	<p>公表及び過料 (2万円以下)</p>												
<p>立入検査等（条例第19条） 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、当該職員に墓地若しくは納骨堂又は許可を受けることなく墓地等に相当する区域若しくは施設（無許可施設等）に立ち入り、その区域若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又はその管理者から必要な報告を求めることができる。</p>	<p>過料 (2万円以下) 対象者：左記の立入検査等を拒んだ者又は規定の報告をせず若しくは虚偽の報告をした者等</p>												
<p>命令（条例第20条） 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、無許可施設等の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができる。</p>	<p>過料 (2万円以下) 対象者：左記の命令に違反した者</p>												

4 法で墓地又は納骨堂の経営者又は管理者に課される責務等について

法の規定	罰則規定
経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市長に届け出なければならない（法第12条）。	千円以下の罰金又は拘留若しくは科料
管理者は、埋葬（土葬）、埋蔵又は収蔵の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない（法第13条）。	
管理者は、埋葬（土葬）許可証（納骨堂の場合は除く）、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない（法第14条）。	
管理者は、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない（※）。墓地使用者、焼骨収蔵委託者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、これらの図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない（法第15条）。	
管理者は、埋葬（土葬）許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5箇年間これを保存しなければならない（法第16条）。	
管理者は、毎月5日までに、その前月中の埋葬（土葬）の状況を市長に報告しなければならない（法第17条）。	

※ 墓地等の管理者が備える図面、帳簿又は書類等（省令第6条及び第7条）

図面	墓地：墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面 納骨堂：納骨堂の敷地面積及び建物の坪数を記載した図面
帳簿	帳簿の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地使用者等の住所及び氏名 ・ 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は父母の本籍、住所、氏名） ・ 死亡者の性別（死産の場合は死児の性別） ・ 死亡年月日（死産の場合は分娩年月日） ・ 埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日 ・ 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
その他書類	墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類